

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年5月11日

独立行政法人労働者健康安全機構
契約担当役 理事 永江 京二

1 工事概要

- (1) 工事名 旧労災リハビリテーション愛知作業所構内整備工事
- (2) 工事場所 愛知県瀬戸市上之山町二丁目181番、182-1番、183番、184-1番、他
- (3) 工事内容 本工事は、次に掲げる工事を行うものである。

1) 既存施設の解体等及び撤去に係る工事

ア) 建物

- | | |
|--------------|---|
| (1) 本館 | 取りこわし一式
鉄筋コンクリート造 地上2階建て
建築面積 2,788 m ² 延べ面積 3,833 m ² |
| (2) 訓練棟 | 取りこわし一式
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上1階建て
建築面積 766 m ² 延べ面積 766 m ² |
| (3) 自動車車庫(1) | 取りこわし一式
鉄骨造 地上1階建て
建築面積 46 m ² 延べ面積 46 m ² |
| (4) 自動車車庫(2) | 取りこわし一式
鉄骨造 地上1階建て
建築面積 140 m ² 延べ面積 140 m ² |
| (5) 自動車車庫(3) | 取りこわし一式
鉄骨造 地上1階建て
建築面積 156 m ² 延べ面積 156 m ² |
| (6) 自動車車庫(4) | 取りこわし一式
鉄骨造 地上1階建て
建築面積 150 m ² 延べ面積 150 m ² |
| (7) 自動車車庫(5) | 取りこわし一式
鉄骨造 地上1階建て
建築面積 91 m ² 延べ面積 91 m ² |
| (8) プロパン庫(1) | 取りこわし一式
補強コンクリートブロック造 地上1階建て |

	建築面積	6 m ²	延べ面積	6 m ²
(9) プロパン庫 (2)	取りこわし一式 鉄筋コンクリート造 地上1階建て			
	建築面積	2 m ²	延べ面積	2 m ²
(10) ポンプ小屋 (1)	取りこわし一式 鉄筋コンクリート造 地上1階建て			
	建築面積	12 m ²	延べ面積	12 m ²
(11) ポンプ小屋 (2)	取りこわし一式 補強コンクリートブロック造 地上1階建て			
	建築面積	7 m ²	延べ面積	7 m ²
(12) 職員宿舎A棟	取りこわし一式 鉄筋コンクリート造 地上3階建て			
	建築面積	110 m ²	延べ面積	291 m ²
(13) 職員宿舎B棟	取りこわし一式 鉄筋コンクリート造 地上2階建て			
	建築面積	116 m ²	延べ面積	320 m ²
イ) 既存工作物	取りこわし一式 擁壁、消火水槽、門扉、囲障、土留め、標識、銘板 各種設備及び基礎・架台 他			
ウ) 既存外構	取りこわし一式 アスファルト舗装、コンクリート土間、砂利敷き ガードレール、手摺、階段、街渠、縁石、屋外排水 設備			
エ) 既存樹木	撤去 (伐採、伐根) 一式 建物周囲及び造成法面の既存樹木			
オ) 既存設備	取りこわし一式 電気設備、機械設備等			
2) 解体後更地化する工事				
ア) 造成	造成一式 法面成形・素掘り側溝 (ソイルセメント) ・沈砂池 新設、一土砂流出防止柵・法面種子吹付 新設			
イ) 整地	構内整地一式 整地面積 27,017 m ²			
(4) 工期	契約締結の翌日から令和5年6月30日まで			

- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事において、独立行政法人労働者健康安全機構会計規程「低入札価格の調査に関する達(平成16年4月1日達第37号 令和4年3月31日達第5号改正)」に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回った価格をもって契約する場合は、監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者の配置をすること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省から令和3・4年度有資格者名簿[建設工事]のうち東海北陸地域における建築一式工事の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること)。
- (3) 厚生労働省の建設工事に係る令和3・4年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載された建築一式工事の総合評点が1,050点以上であること((2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際の建築一式工事の総合評点が1,050点以上であること。)
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 平成19年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した同種工事の施工実績を有すること。なお「同種工事」とは、下記(ア)又は(イ)の要件を満たす工事という。建物用途は、問わない。
- (ア) A～Cのすべてを満たす建築物の取りこわし工事を含む建築一式工事
 - A. 規模：一棟の延べ面積が3,000m²以上。
 - B. 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
 - C. 内容：建築物全て(地中の基礎を含む)の取りこわし
 - (イ) A～Cのすべてを満たす建築物の新築又は増築工事
 - A. 規模：一棟の建築物で、延べ面積が、3,000m²以上
 - B. 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
 - C. 内容：建築一式(躯体、内装、外装の全てを含む新築又は増築(増築にあつては増築部分とする。))
- ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種建設共同企業体の場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

- ア 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
- イ 平成19年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工経験を有すること。なお、「同種工事」とは下記(ア)又は(イ)の要件を満たす工事とする。建物用途は、問わない。

(ア) A～Cのすべてを満たす建築物の取りこわし工事を含む建築一式工事

A. 規模：一棟の延べ面積が3,000m²以上。

B. 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

C. 内容：建築物全て（地中の基礎を含む）の取りこわし

(イ) A～Cのすべてを満たす建築物の新築又は増築工事

A. 規模：一棟の建築物で、延べ面積が、3,000m²以上

B. 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

C. 内容：建築一式（躯体、内装、外装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））

ただし、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の実績として認める）。

- ウ 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- エ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証明する資料を提出すること。

- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人労働者健康安全機構理事長から「独立行政法人労働者健康安全機構の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成7年3月1日付け労働福祉発第350号 平成15年8月1日改正)」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

3 入札手続等

(1) 担当部課

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号

独立行政法人労働者健康安全機構 事務管理棟2階

独立行政法人労働者健康安全機構 経理部契約課契約班

電話 044-431-8634

メールアドレス keiyaku@honbu.johas.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所、方法及び条件

ア 交付期間

令和4年5月11日から令和4年5月25日までの午前10時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く。))。

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

イにより直接、交付を受ける方法の他、メールまたは郵送により交付する。

郵送による交付を希望する場合は、イあてに「旧労災リハビリテーション愛知作業所構内整備工事入札説明書交付希望」と封筒に朱書きし、送付先(住所、法人名、担当者名、連絡先のわかるもの)、担当者の名刺及び簡易書留料金相当額の郵便切手を同封し、アの交付期間内に必着するよう送付すること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和4年5月11日から令和4年5月25日まで休日を除く毎日、午前10時から午後5時までに(1)に持参すること。ただし、郵送(書留郵便又は宅配便)の場合は必着とする。

(4) 入札書受領期限及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法

ア 入札書受領期限は、令和4年7月20日 午後2時

イ 開札は、令和4年7月20日 午後2時20分

独立行政法人労働者健康安全機構経理部会議室にて行う。

ウ 入札書の提出は、(1)まで持参すること。ただし、郵送(書留郵便又は宅配便)の場合は必着とする。

エ 上記ウの郵送による場合は、初度入札の入札書在中の封筒には「1回目」、再度入札の入札書在中の封筒には「2回目」と回数を記載し、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載すること。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金は免除。

イ 契約保証金 請負代金の10分の1以上

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

独立行政法人労働者健康安全機構会計細則第42条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合し

た履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3 (1) に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 本工事の施工に当たる者は警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、独立行政法人労働者健康安全機構発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

(13) 詳細は、入札説明書による。